



最高裁秘書第1711号

平成26年7月28日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総局秘書課長 堀 田 眞 哉



司法行政文書不開示通知書

平成26年6月30日付け（7月1日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり、開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称

平成元年から平成24年11月30日までの間の、裁判官の号別在職状況が分かる文書（1年度あたり1通でいいです。）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、存在しない。

